

土庄町農業委員会会議録

平成30年7月20日

出席委員

濱岡 重夫      中川 修作      中黒 哲也      森田 嗣洋

石井 正樹      平林 紀芳      三村 康      佐伯 敏雄

森 和志      濱中 紀仁      末長 顕悟      藤田 忠義

中野 博喜

欠席委員

佐竹 義光

事務局

事務局長 川本 公義      主任主事 三浦 博樹

開会時刻      13時30分

場所      土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、7月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

三村委員、佐伯委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1～2ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第5番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第1号第5番については、本日議案にあります第2号第6番、第4号9-10番と譲受人、借人が同一であり、関連があります。第4号9-10番により農地を借り、第1号第5番第2号第6番に係る申請地を分筆して片方を購入して農業を開始し、片方を転用して自宅を建設するとのことです。現地は、議案書5ページにありますように、墓地の下の道沿いになります。荒れていた当該地に最近盛土して整備しておりますが、耕作はしていない状

態です。譲受人は現在は、申請地近くに住んでおりますが、現在の住宅が老朽化が進んできたために、新たな住宅が必要となって転用するものです。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、議案第2号第6番及び第4号9-10番と関連しておりますので、後ほど併せて審議したいと思います。

続きまして、議案第1号第6番について、森委員からご説明をお願いします。

(森委員)

議案第1号第6番については、譲渡人が本申請地の管理が難しいと話していたところ、譲受人が譲り受けるということで、話がついたそうです。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第6番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第6番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第1号第7番については、後ほど議案第3号第1番と併せて審議したいと思います。

続きまして、議案第 2 号「農地の転用に伴う権利移動承認について」及び、議案第 4 号 9-10 番の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 3～6 ページ、審査書を基に説明。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 6 番、議案第 4 号 9-10 番（第 8 番）について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第 2 号第 6 番については、さきほどの 3 条案件の南側隣接地になります。東側が道に面しております。周囲は田んぼでしたので水路がありますが、それらに害が無いよう取り扱うよう伝えました。

議案第 4 号 9-10 番（第 8 番）については、現状畑で使用しているところを借りて農業を行うとのことです。以上、よろしく願いいたします。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

併せて、議案第 1 号第 5 番、議案第 2 号第 6 番、議案第 4 号 9-10 番（第 8 番）について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 1 号第 5 番、議案第 2 号第 6 番、議案第 4 号 9-10 番 (第 8 番) について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 3 号「農地の転用に伴う権利移動承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 7～10 ページ、審査書を基に説明。

農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 1 号第 7 番、議案第 3 号第 1 番について、森田委員からご説明をお願いします。

(森田委員)

議案第 1 号第 7 番、議案第 3 号第 1 番について、場所は上庄の赤木です。元々は分譲地として販売していましたが、奥の 1 区画が売れ残っておりました。昨年、譲渡人法人の社長が亡くなり、法人を解散するというところで、財産整理として本申請地を処理する必要ができたとのことです。買い手を探していたところ、譲受人が手を挙げましたが、譲受人は高齢のため管理は難しいですが、その子が管理を手伝うとのことです。

(議 長)

森田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第7番、議案第3号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第7番、議案第3号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書11～13ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第4号第10-11番(9番)について、藤田委員からご説明をお願いします。

(藤田委員)

議案第4号第10-11番(9番)については、現在も借受人が耕作しており、再設定案件になります。借人の息子が耕作する可能性があるということで、短期間ですが、特に問題は無いかと思えます。

(議長)

藤田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第10-11番(9番)について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第10-11番(9番)について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第4号第11-12番(10番)について、私からご説明いたします。

(濱岡委員)

議案第4号第11-12番(10番)については、借人は、親子で熱心にイチゴを作られている方で、水稲も作り、農地を守るということで問題は無いかと思えます。

(議 長)

私からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第11-12番(10番)について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第11-12番(10番)について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第4号第12-13番(11番)について、森田委員からご説明をお願いします。

(森田委員)

議案第4号第12-13番（11番）については、北山の赤い橋の手前側のあたりです。貸人が管理に困っていたところ、借人がどこかで耕作をしたいということで農地を探しており、この農地の貸し借りに至りました。貸人は若い方で、農業経験はありませんが、祖父が農業を行っていたようで農機具はあるそうです。荒らしてしまうよりは良いかと思えます。

（議 長）

森田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第12-13番（11番）について、原案のとおりご承認いただけますか。

（異議なしの声）

（議 長）

議案第4号第12-13番（11番）について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 農地利用状況調査の資料配布について

○ 来月の委員会について

開催日時 8月20日（月） 午後1時半～ 役場2階 会議室

（議 長）

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時00分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 三村 康

議事録署名人 佐伯 敏雄